2021
5月号

福岡地区労連

発行：福岡地区労働組合総連合
〒812-0016
福岡市博多区博多駅南１－９－８
ケイ・アイビル２Ｆ
TEL　092-433-3338
FAX　092-433-3535
（ＨＰはこちら）
Mail：fukuciku@gmail.com

今こそ減税　働く人々に支援を

「消費税５％に緊急減税を」リレートークで訴え

消費税廃止福岡県各界連絡会

消費税廃止福岡県各界連絡会は４月２日夕方、博多駅前で消費税の５％減税・廃止を求める宣伝を行い、加盟８団体から62人が参加しました。

参加者は「消費税５％に緊急減税を」と書かれたプラスターを掲げ、勤務帰りや通行人の方々にアピールしました。参加団体の代表がハンドマイクを使ってリレートークで訴え、チラシやティッシュペーパーを配布、署名やシール投票にも取り組みました。

代表世話人の岩下幸夫さん（福商連会長）は「１年以上続くコロナ禍の中で私たち中小業者は経営の見通しが持てない深刻な状況です。特に飲食業の方たちは相次ぐ時短要請で先々どうなるか大きな不安を抱えています。政府の対策はまったく不十分です。感染拡大を防ぐ抜本的対策と影響を受けているすべての業者や働く人々への支援が必要です。世界56の国と地域が日本の消費税に当たる付加価値税を引き下げています。納税負担を軽減することで事業の継続や雇用維持を図っています。日本でも直ちに消費税を５％に減税すべきです」と訴えました。

シール投票では５％減税に「賛成」が37、「反対」が９、「どちらでもない」は１でした。「賛成」を投じた20代の男性は「コロナ禍で社会はどうなっているのかと矛盾を感じていた。訴えを聞いてよくわかった」。同じく自営業の男性は「消費税は売り上げに上乗せしにくく経営を圧迫している。廃止してほしい」と切実な実態を話していました。

シール投票で消費税減税への呼びかけ

５月16日「消費税減税実現学習会」をウェブ開催

県各界連では、５月16日（日）午後２時からウェブで開催する「消費税減税実現学習会」を成功させようと取り組みを強めています。第五博多偕成ビル（博多駅筑紫口徒歩５分）をメイン会場に、県内４ヵ所の地域会場や加盟各団体の事務所をオンラインでつなぎ配信します。ユーチューブでも視聴できます。

講師は下関市立大学経済学部教授の関野秀明氏、昨年に続き２回目です。

①コロナ禍が日本経済に与えている深刻な内容②消費税導入後、約30年間の日本経済の実態と諸外国との比較③優遇税制や輸出戻し税などで大企業の内部留保が増大している実態④減税の展望や財源問題など、コロナ禍の今こそ消費税５％へ緊急減税を行うべき内容について、わかりやすく解説します。

「税金の在り方を決めるのは納税者である私たち国民の固有の権利、ぜひ多くの方に参加してもらい、消費税減税の闘いをご一緒に」と県各界連は呼びかけています。

（県各界連　有馬）

コロナの時こそ「くらしと平和を」軍事費をくらしと社会保障にまわせ

福岡県原水協総会

核兵器禁止条約発効をふまえて運動を提起する高橋事務局長

3月27日（土）、コロナ禍の中、福岡県原水協第66回総会を23名の参加で開催しました。最初に2月に亡くなられた八幡原水協の島崎義廣さん、3月7日に亡くなられた第五福竜丸乗組員の大石又七さんなどを悼み黙祷しました。

議事の冒頭には、うきは市議会が「日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書」の決議を採択した一報が紹介されました。

後世のために運動を進めていきたい

山本筆頭代表理事は、「渇望された核兵器禁止条約が発効した今年、『その時代の原水協の人たちは何をしていたのか』と後世に言われないように私たちの運動を進めていきたい。この総会が意思統一の場になるようにしましょう」と挨拶されました。

議事は、予定時間を超えて各地域原水協・加盟団体から活発な討論が相次ぎました。労働組合からは、「若い人たちに暮らしと平和が直結していることの関連を伝えていく必要がある。そのために軍事費と社会保障に関する学習会などを開催したほうがよい」と発言がありました。2020年のまとめ・2021年活動方針、会計報告、役員等の提案が採択されました。会場には「禁止条約発効記念　3・1ビキニデー連帯」の第五福竜丸パネル、マーシャル被災パネルも展示され、参加者の目を引きました。

（編集委員　内田）

福岡県議会（3月）でアスベスト意見書全会一致で採択
県単位では、全国2例目（京都府に続く）

「建設アスベスト問題の早期解決を求める国への意見書」が3月24日県議会本会議で全会一致で採択されました。このとりくみは、民主県政県議団が発議し全会派に呼びかけ「全会派共同提案」が実現した成果です。採択された意見書は、「一刻も早く被害者救済にむけた対策を講じることが求められている」として「被害者補償基金の創設」も訴える中身となっています。

民主県政クラブの議会前の総会で採択のお礼（左・福留弁護士、中・平元原告団長、右・江口委員長）

採択の当日は、建設アスベスト九州訴訟の平元薫原告団長と福留英資弁護士も同行し、会派へのお礼行動を行いました。民主県政県議団議員団総会に参加し、お礼と今後の支援を訴えました（写真）。

これで、福岡県と60自治体中56自治体が意見書採択されたことになります。地区労連内の残りの自治体は、福岡市だけになりました。福岡市はアスベストアナライザーを購入しています。福建労は、6月議会に向けて、再度会派要請を行い、意見書採択を求めていきます。

（編集委員　菅）

《労働相談最前線②》パワハラを許さない。有給休暇は労働者が自由にとれるもの

福岡市の保育園でパワハラにより1年で退職に追い込まれた保育士さんの相談が入り、福岡地区労連と福祉保育労で対応することとなりました。

相談の内容は、「パワハラを受け続け、心療内科でうつ病の診断を受けたことにより、園から退職勧奨されている。」「有給休暇は園が決めた日に取らされるため、退職前の有給休暇の消化分はわずかしか残っていない。」「これ以上この園で働くことが怖い」でした。

相談者には、その日に組合に入ってもらい、園と団体交渉を行うことになりました。

団体交渉で謝罪

組合は、①園が有給休暇取得日を指定するならば、就業規則に有給休暇の計画付与を行うことがあると記載してあるのか。②計画付与を行う場合の労使協定があるのかを確認しました。園側は、どちらも整備しておらず、労働基準法違反の状態でした。結果として過去に園が取得させた有給は休業手当扱いとなり、有給休暇はすべて復活し、退職まで10日間の有給休暇消化となりました。また、退職日が1年ちょうどだったため任意継続が出来ない条件も退職日を二日伸ばすことで任意継続も可能になり、一連のパワハラに関しても園が正式に謝罪をしました。相談者が求めていた要求は、全面的に園が履行することを書面で確認しました。1人で悩んでいる人が労働組合に加入して問題を解決した事例です。

（編集委員　内田）

今後のスケジュール

消費税廃止各界連・学習会
日時　5月16日(日)14：00～
場所　第5博多偕成ビル
ZOOM会議有

第76回評議員会
日時　5月22日(土)13：00受付、13：30～17：00
第5博多偕成ビル

争議支援行動
生活保護引き下げ違憲訴訟
5月12日（水）14：00～福岡地裁大法廷

太宰府タクシー労組委員長雇止め福岡県労働委員会救済命令取消訴訟
5月14日（金）13：10～福岡地裁判決

九州アスベスト訴訟第2陣10回期日
5月20日（木）　開廷11：00～福岡地裁大法廷